

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆様へのお願い

避難確保計画の提出と避難訓練の実施報告が必要です。



市地域防災計画に定められた施設は、避難確保計画の作成と年1回以上の避難訓練の実施が義務化されています。

令和3年3月に一宮市洪水ハザードマップを更新し、令和3年7月には愛知県が高潮浸水想定区域を公表したため、計画の作成が必要な施設が大幅に増えました。避難確保計画を作成していない場合は、下記の市ウェブサイトをご参照いただき、計画の作成及び提出をよろしくお願いいたします。

水防法の改正による変更

令和3年7月以前

洪水に対する 避難確保計画	高潮に対する 避難確保計画	避難訓練の実施	避難訓練の報告
必要	不要	必要	不要



令和3年7月以降

洪水に対する 避難確保計画	高潮に対する 避難確保計画	避難訓練の実施	避難訓練の報告
必要※1	必要※2	必要	必要

※1洪水ハザードマップの浸水想定区域内の施設が対象

※2愛知県高潮浸水想定区域内の施設が対象

詳しくは、市ウェブサイト「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について」（ページID：1020886）や、同ページに掲載の「避難確保計画の作成ガイド」を確認してください。計画や報告書の様式についても、掲載しています。



水害の危険性が高くなる6月頃までにご対応をお願いします。

お問い合わせ先
一宮市総合政策部危機管理課
☎0586-28-8959